

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	227,000 千円 -----	H20.1.9 ハラレで (同日)	日本側 吉川毅男在ジンバブエ大使 国際連合児童基金側 フォレスト・P・カビジェ在ジンバブエ事務所代表	H20.1.29 57号
国際連合児童基金	ミャンマー連邦における第八次母子保健サーベイス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ミャンマー連邦における第八次母子保健サーベイス改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	204,000 千円 -----	H20.1.14 ヤンゴンで (同日)	日本側 野川保晶在ミャンマー大使 国際連合児童基金側 ラマシェ・ジュレス在ミャンマー事務所代表	H20.1.30 68号
国際連合児童基金	ラオス人民民主共和国における予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ラオス人民民主共和国における予防接種拡大計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	292,000 千円 -----	H20.1.21 ビエンチャンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス大使 国際連合児童基金側 レイ・イスマイル・カン在ラオス事務所代表	H20.2.4 79号
世界食糧計画	「南部スーダンにおける道路修復及び地雷除去計画」の贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	「南部スーダンにおける道路修復及び地雷除去計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	1,307,000 千円 -----	H20.1.29 ジュバで (同日)	日本側 石井祐一在スーダン大使 世界食糧計画側 忍足謙朗在スーダン事務所代表	H20.2.20 107号
国際連合難民高等弁務官事務所	「ダルフールにおける難民及びスーダン国内避難民の帰還並びにキヤンフ運営支援計画」の贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	「ダルフールにおける難民及びスーダン国内避難民の帰還及び再統合並びにキヤンフ運営支援計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	434,000 千円 -----	H20.1.31 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在スーダン大使 国際連合難民高等弁務官事務所側 クリサン・アム・アム在スーダン事務所代表	H20.2.20 113号
国際連合開発計画	コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国及びリベリア共和国における「西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）諸国の小型武器対策計画」の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国及びリベリア共和国における「西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）諸国の小型武器対策計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	335,000 千円 -----	H20.2.15 ニューヨークで (同日)	日本側 高須幸雄国際連合日本政府代表部大使 国際連合開発計画側 シルベール・ボンボ国際連合リベリア地域局長	H20.3.7 143号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合開発 計画	イラク共和国における「フアラージャ母子病院設置計画」のた めの贈与に関する日本国政府と 国際連合開発計画との間の交換 公文	イラク共和国における「フアラージャ母子病院設置 計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な 資金の贈与	1,897,000 千円 -----	H20.2.26 アンマン で (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダ ン大使館公使 側 国際連合開発計画側 イラク事務 所代表	H20.3.11 151号
世界食糧計画	ブルンジ共和国内の社会的弱者 に対する食糧援助に関する日本の 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	340,000 千円 -----	H20.2.26 ローマで (同日)	日本側 福嶋教輝在イタリア 臨時代理大使 スサナ・ 世界食糧計画側 事務局次長 ベルコ	H20.3.12 157号
国際連合教育 科学文化機関	アフガニスタン・イスラム共和 国における「職字能力強化計画」 のための贈与に関する日本国政 府と国際連合教育科学文化機関 との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国における「職字能 力強化計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に 必要な資金の贈与	1,492,000 千円 -----	H20.3.2 カブール で (同日)	日本側 佐藤英夫在アフガニ スタン大使館 側 国際連合教育科学文化機関 側 事務所長	H20.3.17 163号
国際連合開発 計画	「スリランカ民主主義共和国の紛争影響地域にお ける生計開発計画」のた め の贈与に関する日本国政府と 国際連合開発計画との間の交換 公文	「スリランカ民主主義共和国の紛争影響地域にお ける生計開発計画」の実施に必要な生産物及び役務 の調達に必要な資金の贈与	539,000 千円 -----	H20.3.4 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使館 側 国際連合開発計画側 ランカ ラス・クワイ在スリランカ 事務所代表	H20.3.17 165号
国際連合児童 基金	東ティモール民主共和国におけ る母子保健改善計画のための贈 与に関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	東ティモール民主共和国における母子保健改善計 画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機 材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	109,000 千円 -----	H20.3.4 デイリで (同日)	日本側 清水健司在東ティ モール大使館 側 国際連合児童基金側 久木 田純在東ティモール事務 所代表	H20.3.17 166号
国際連合児童 基金	ブルンジ共和国における「マ リアンナ対策強化計画」のた め の贈与に関する日本国政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	ブルンジ共和国における「マリアンナ対策強化計 画」の実施に必要な機材及びその調達に関連する役 務の供与	280,000 千円 -----	H20.3.4 ブジュン ブラで (同日)	日本側 大村昌弘在ブルン ジ大使館公使 側 国際連合児童基金側 シエ リフ・ベナドゥア在ブ ルンジ事務所副代表	H20.3.19 170号
国際連合	スーダン共和国、コンゴ民主共 和国及びチャド共和国における 「中央部及び東部アフリカ諸国 における地雷除去計画」のため の贈与に関する日本国政府と 国際連合との間の交換公文	スーダン共和国、コンゴ民主共和国及びチャド共 和国における「中央部及び東部アフリカ諸国にお ける地雷除去計画」の実施に必要な生産物及び役 務の調達に必要な資金の贈与	997,000 千円 -----	H20.3.6 ニユーヨ ークで (同日)	日本側 高須幸雄国際連合 日本政府代表部大使 側 国際連合側 ラオレン・セ イチ国際連合事務次長補 兼財務官	H20.3.21 176号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合難民 高等弁務官事 務所	南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための教育施設建設計画の贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のために必要な 1. 教員養成学校及び小学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 教員養成学校の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与 6. コミュニティ支援に関する啓もう活動に必要な役務の供与	947,000 千円 -----	H20.3.7 ジュバで (同日)	日本側 石井祐一在スーダン大使 国際連合難民高等弁務官事務所側 クリスントス・アチェ在スーダン事務所代表	H20.3.25 185号
国際連合児童 基金	ウガンダ北部におけるコミュニティのための環境整備計画の贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ウガンダ北部におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画を実施するために必要な 1. 教室、保健施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与 5. 保健衛生に関する啓もう活動に必要な役務の供与 リベリア共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に関する役務の供与	537,000 千円 -----	H20.3.7 カンパラで (同日)	日本側 加藤圭一在ウガンダ大使 国際連合児童基金側 キース・バツケンジー在ウガンダ事務所代表	H20.3.25 187号
国際連合児童 基金	リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文		200,000 千円 -----	H20.3.10 モンロビアで (同日)	日本側 中村温在リベリア臨時代理大使 国際連合児童基金側 ロザン・チョールトン在リベリア事務所代表	H20.3.25 188号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合児童基金	イソリ地方におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画のための贈与に關する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	イソリ地方におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 教育施設及び衛生施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその他の据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	376,000 千円 -----	H20. 3.17 キンシヤサで (同日)	日本側 北澤寛治在コソボ民主共和国大使 国際連合児童基金側 アンソニー・ブルームベルグ在コソボ民主共和国事務所代表	H20. 3.31 213号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	「レバノン共和国におけるパレスチナ難民キャンプ再建計画」のための贈与に關する日本政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	「レバノン共和国におけるパレスチナ難民キャンプ再建計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	588,000 千円 -----	H20. 3.17 ペイルー トで (同日)	日本側 黒田義久在レバノン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 カレン・アラサイド事務局長	H20. 4. 1 219号
世界食糧計画	アフガニスタンの社会的弱者に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる小麦及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	460,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.10 339号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる小麦粉、豆類及びツナ缶詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	270,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.10 340号
世界食糧計画	ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われるとうもろこし、豆類及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	460,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.10 341号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	280,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.10 342号
世界食糧計画	ケニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	700,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.11 343号
世界食糧計画	コソボ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	340,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジョゼット・シーラン事務局長	H20. 6.11 344号、

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スロバニア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるとうもろこし及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	120,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 ア大使 ジョゼツ 世界食糧計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H20. 6.11 345号
世界食糧計画	チヤド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズミール及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	350,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 ア大使 ジョゼツ 世界食糧計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H20. 6.11 346号
世界食糧計画	中央アジアリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	390,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 ア大使 ジョゼツ 世界食糧計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H20. 6.11 347号
世界食糧計画	ブルンジ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	390,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 ア大使 ジョゼツ 世界食糧計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H20. 6.11 348号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズミール及びその輸送に必要な役務の供与	210,000 千円 -----	H20. 5.23 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 ア大使 ジョゼツ 世界食糧計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H20. 6.11 349号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるソルガム及びCSB(とうもろこし及び大豆の混合食糧)並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	1,000,000 千円 -----	H20. 5.27 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在イタリア大使 ア大使 忍足謙朗 世界食糧計画側 忍足謙朗 在スーダン事務局代表	H20. 6.10 338号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	600,000 千円 -----	H20. 5.29 アンマンで (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダン大使 ア大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 カレン・アザイド事務局長	H20. 6.16 359号
国際連合児童基金	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な小スクチン及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布及び技術支援に必要な役務の供与	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な小スクチン及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布及び技術支援に必要な役務の供与	450,000 千円 -----	H20. 6. 5 カブールで (同日)	日本側 佐藤英夫在アフガニスタン大使 ア大使 国際連合児童基金側 キヤサリシ・ムベング在アフガニスタン事務所代表	H20. 6.19 367号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 目付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	アソゴラ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アソゴラ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な 1. ワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布及び技術支援に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材の整備に必要な役務の供与	449,000 千円 -----	H20. 6. 6 ルアンゾ で (同日)	日本側 柴田進在アソゴラ大使 国際連合児童基金側 ジェフリー・マーティン・ウイリアムソン在アソゴラ事務所代表代理	H20. 6. 19 366号
国際連合開発 計画	アフガニスタン・イスラム共和国における「第二次非合法武装集団の解体(DIAG)」のための包括的イニシアティブ推進計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国における「第二次非合法武装集団の解体(DIAG)」のための包括的イニシアティブ推進計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	477,000 千円 -----	H20. 6. 18 カブール で (同日)	日本側 有吉勝秀在アフガニスタン臨時代理大使 国際連合開発計画側 イブ・リチャード・ホランド在アフガニスタン事務所副代表	H20. 6. 27 381号
国際連合児童 基金	パレスチナ人児童の感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パレスチナ人児童の感染症対策計画を実施するために必要な 1. ワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 監視、発行、広報、監視、評価及び訓練に必要な役務の供与	250,000 千円 -----	H20. 6. 19 ラマッラ で (同日)	日本側 鹿取克章在イスラエル大使 国際連合児童基金側 パトリシア・マックフライン在パレスチナ自治区特別代表	H20. 7. 3 387号
国際連合児童 基金	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な 1. ワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の配布、監視、監視及び評価に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	399,000 千円 -----	H20. 6. 20 キンジャサで (同日)	日本側 北澤寛治在コンゴ民主共和国大使 国際連合児童基金側 アンソニー・ブルームフィールド在コンゴ民主共和国事務所代表	H20. 7. 3 388号
国際連合児童 基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な 1. ワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 監視、広報及び監視に必要な役務の供与	836,000 千円 -----	H20. 6. 20 アブジャ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 国際連合児童基金側 ロバート・リム在ナイジェリア事務所副代表	H20. 7. 3 389号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	コートジボワール共和国における 第四次感染症予防計画のため の贈与に関する日本国政府と国 際連合児童基金との間の交換公 文	コートジボワール共和国におけ る計画を実施するために必要な 1. ワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必 要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布、監理及び監視に必要な役務 の供与	298,000 千円 -----	H20.7.9 アビジヤ ンで (同日)	日本側 西内和彦在コート ジボワール臨時代理大使 国際連合児童基金側 シイ ルガイエー・ドス在コート ジボワール事務所代表代 理	H20.7.25 425号
世界食糧計画	ナイジェール民主共和国内の社 会的弱者に対する食糧援助に関 する日本国政府と世界食糧計画 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	240,000 千円 -----	H20.7.29 ローペで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使計事務所局長 世界食糧計画側 ジョン・ パリエル事務所次長	H20.8.13 465号
世界食糧計画	スリランカ民主主義共和国内 の社会的弱者に対する食糧援 助に関する日本国政府と世界食 糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	820,000 千円 -----	H20.7.29 ローペで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使計事務所局長 世界食糧計画側 ジョン・ パリエル事務所次長	H20.8.13 466号
世界食糧計画	パングラデシュ人民共和国内 の社会的弱者に対する食糧援助 に関する日本国政府と世界食糧計 画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	850,000 千円 -----	H20.7.29 ローペで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使計事務所局長 世界食糧計画側 ジョン・ パリエル事務所次長	H20.8.13 467号
国際連合児童 基金	スーダン共和国における小児感 染症予防計画のための贈与に関 する日本国政府と国際連合児童 基金との間の交換公文	スーダン共和国における小児感 染症予防計画を実施するた めに必要な 1. ワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達及び 据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布、監理、技術支援、広報及び 訓練に必要な役務の供与	618,000 千円 -----	H20.8.12 ハルツ ムで (同日)	日本側 石井祐一在スーダ ン大使 国際連合児童基金側 エド ワード・チャイバン在ス ーダン事務所代表	H20.8.27 492号
国際連合児童 基金	インドにおけるポリオ撲滅計画 のための贈与に関する日本国政 府と国際連合児童基金との間の 交換公文	インドにおけるポリオ撲滅計画 を実施するために必 要な 1. ワクチン及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	209,000 千円 -----	H20.8.22 ニューデ リで (同日)	日本側 堂道秀明在インド 大使 国際連合児童基金側 カリ ン・フルシヨフ在インド 事務所代表	H20.9.4 508号
国際連合児童 基金	チャド共和国におけるポリオ撲 滅計画のための贈与に関する日 本国政府と国際連合児童基金と の間の交換公文	チャド共和国におけるポリオ撲 滅計画を実施するた めに必要な 1. ワクチン及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の配布、監理、技術支援、発行及び広報に必要な役務の供与	218,000 千円 -----	H20.10.20 ンジャ メナで (同日)	日本側 武田朗在チャド大 使館参事官 国際連合児童基金側 バル ン・パビエール在チャ ド事務所代表	H20.10.30 579号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。